

鎌倉市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第5項及び同条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

令和2年(2020年)12月16日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 山田 直人

監査結果報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査及び同監査の実施に伴う随時監査

2 監査の対象

(1) 指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(2) 担当部局

こどもみらい部青少年課

3 監査の結果

おおむね良好に執行されているものと認められた。

なお、担当部局においては、指定管理者を指導・監督する重要な立場にあることを常に認識し、今後は事務執行の正確を期して日々の業務に取り組まれない。

4 監査の実施方法

(1) 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項並びに鎌倉市監査基準に準拠した。

(2) 監査の実施期間

令和 2 年（2020 年）8 月 31 日から令和 2 年（2020 年）11 月 30 日まで。

(3) 監査の調査範囲

指定管理者の令和元年度及び令和 2 年度の鎌倉市子どもの家、鎌倉市子ども会館及び鎌倉市放課後子どもひろばの一部（以下「子どもの家等」という。）の指定管理に係る事務及び出納。

担当部局の子どもの家等の指定管理に係る事務及び指定管理者に対する指導・監督業務。

(4) 監査の主な着眼点

ア 指定管理者は、公の施設の管理に係る事務及び出納を関係法令等に則り、適正かつ正確に執行しているか。

イ 担当部局は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し適切な指導・監督を行っているか。

ウ 担当部局は、管理に関する経費の算定、支出の方法及び手続等を適正かつ正確に執行しているか。

(5) 監査の実施内容

監査に当たっては、公の施設の管理に係る事務及び出納が適正に執行されているか否か、関係者からの説明を聴取するとともに、関係書類の調査を実施し、必要に応じ現地調査を行った。